

平成 18 年度 会長挨拶

宮城県重症心身障害児(者)を守る会
会長 秋元俊通

本日は、多くのご来賓をお迎えいたし、平成 18 年度の総会を開催できますことに深く感謝申し上げます。

さて、ご案内のとおり、障害者自立支援法は本年 4 月 1 日から一部施行、10 月 1 日からは全面施行となります。現在も政令・省令・通達等が随時発表されており、その対応におおわらわの状態にあります。しかし、障害者自立支援法の手続きは、今年度だけではなく毎年行わなければならないものですから、今年度の結果を見て早急に会員に有利な方法を模索しなければなりません。今年度も障害者自立支援法の対応に終始する一年となります。

平成 12 年の介護保険法のときは、「高齢者福祉は金で買うものになった」と申し上げましたが、今度は「障害児・者福祉は手を出さなければ与えられないものになった」と申し上げたい。この法律は、介護保険法に次いで社会福祉のあり方を根底から変えます。今後は、措置制度から契約制度になり、自己負担の範囲も拡大します。今までのように黙っていても誰でもが与えられる平等という概念から、一人ひとりがその生活環境によって異なる公平という概念を持たなければならなくなりました。措置という字句に批判はありましたが、措置によっていかに守られてきたかを改めて実感する次第です。今後は、どうすれば現在の家庭生活基盤を揺るがさず、わが子が最大の幸せを勝ち取れるのかを、しっかり研究しなければならなくなりました。

今回、この法律の成立およびその後の過程において、全国重症心身障害児(者)を守る会の対応は、その存在価値に於いて著しいものがございました。何度も申しましたが、特に、参議院厚生労働委員会の「付帯決議の 12」は「**重症心身障害児施設の入所者に対する福祉サービスについては、現行のサービス水準を後退させることなく、継続して受けられるよう配慮すること。**」というもので、北浦会長のこれまでの活動の評価といっても過言ではありません。また、全国を守る会は、法制定に対して反対一辺倒の姿勢ではなく、いかに重症心身障害児・者にとって有利な内容になるかを事前に研究して働きかけ、「決して争わない」という会の理念に忠実に、しかも実効性のあるスタンスをとっておりまして。これこそが、守る会の存在意義であり、私たちの見習うべき態度と評価いたしております。

在宅の重症心身障害児・者の保護者の皆様に申し上げます。昨年の支援費制度に続き、障害者自立支援法でも市町村と対応しなければならなくなりました。これまで 40 年に亘り、宮城県の子供センターとしか接触を持たなかった私たちは、改めて市町村に重症心身障害児・者の存在と特異性を理解していただくことから始めなければなりません。宮県の特長性として、地域福祉コーディネーターさん方の存在があります。地域での各種サービスや制度に精通しておられるコーディネーターさんは全福祉圏域にいらっしゃいますし、皆様にとって貴重な心強い支援者になっていただけますので、平素からの接触を密に保ってください。

重症心身障害児・者は、いかに市町村合併が進んだとは言え地域では少数ですから、個人の声ではなかなか行政に反映していただくことはできませんが、小さくとも団体としての声なら行政に届きます。一部の会員や未入会の方から「守る会は何をしてくれるのか」という疑問の声が聞かれますが、胸を張って「一緒に地域で活動しましょう、そうすれば分かります。」と申し上げましょう。今こそ、私たち守る会の存在価値を訴えるときが参りました。これまで当会が県内各地で進めてきた「地域交流懇談会」の成果が出てまいります。今年度は最期の福祉地域であります気仙沼地域で活動することになっております。

今後の研究課題として、短期的には「障害者自立支援法の研究と対応」および「成年後見法人の設立を含めた成年後見制度の研究」、中期的には「障害者自立支援法と介護保険法の統合に対する研究」や「地域生活の可能性とその実現策の研究」、長期的には「親亡き後の里親制度」などがあります。それぞれに研究班を編成して、検討してまいります。

今年度は、一人も欠けることなく、全員で大波を乗り越えなければならない年度ですので、会員皆様のご理解とご協力のもとより、これまで私たちに温かいご支援を賜っておりますご来賓の皆様にも今後一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。